

青森市立新城中央小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるようにするために、さらに、いじめのない学校をつくるためにどうしたらよいかを全教職員で考え、実行していく。

◎本校における「いじめ防止の基本姿勢」

- ①全職員が一丸となっていじめを許さない雰囲気をつくる。
- ②いじめを未然に防ぐための心を育てる活動を充実させる。
- ③いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、早期に解決する。
- ④いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。
- ⑤いじめ防止推進教師がいじめに関する情報を集約し、いじめへの迅速な対応を図る。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、同じ学校に在籍しているなど、一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、該当する児童が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長や人格の形成への重大な影響のみならず、児童の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。学校、保護者、地域が一体となって、いじめの問題に立ち向かっていくことが大切である。

(2) いじめの構造

- ・被害者…いじめられている児童
- ・加害者…いじめている・いじめを指示している児童
- ・観衆…いじめをはやし立てたり面白がっている児童
- ・傍観者…見て見ぬふりをしている児童

(3) いじめの態様

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしたたかれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。

3 いじめ防止のための組織

(1) 組織の目的及び名称

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のため、校内に「いじめ防止等対策委員会」を設置する。

(2) 組織の構成

- ・委員長…校長
 - ・副委員長…教頭
 - ・委員…(全体会開催時)…全教職員
(定例会開催時)…教務主任、いじめ防止推進教師、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー
(臨時会開催時)…教務主任、いじめ防止推進教師、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭、関係学級担任、スクールカウンセラー、その他の関係者及び必要に応じて第三者(民生委員、児童相談所職員、青森警察署員等)
- ・いじめ防止推進教師…いじめに係る事案の収集や集約、対応計画の立案等を行う。

(3) 開催時期

- ① 4月(学年始め)に全体会を開催する。
 - ・学校いじめ防止基本方針の共通理解を図る。
- ② 毎週月曜日(月曜日にできない場合はその週の別の日)に定例会を開催する。
 - ・いじめについての情報交換やいじめ認知の判断及び対応について話合う。【別紙 1】
- ③ 重要性・緊急性のある事案が発生した時には、その都度臨時会を開催する。

4 いじめを未然防止するために

(1) 児童に対して

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切に、学級の一員として自覚でき、自己有用感や充実感をもてる学級づくりを行う。
- ・学校生活のルールを守るという規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、児童に基礎的・基本的な内容の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を得させる。
- ・思いやりの心や児童一人一人のかけがえのない存在であるといった命の大切さを、道徳の時間や学級活動の時間等を通して育む。
- ・児童の学校や学級での居場所・絆づくりのため、全ての児童に、様々な場面で、集団体験をさせる。
- ・「いじめは絶対に許されない」という認識を児童がもつよう、各学期始めには道徳や学級活動の中で重点的に指導するとともに、さまざまな活動の中で継続的に指導する。
- ・いじめを見て見ぬふりをするのは、いじめをしていることにつながることや、いじめを見たら、教師や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、いじめについて知らせることは決して悪いことではないことも指導する。

(2) 教師として

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図られるように、児童が生きる授業を日々行うことに努める。
- ・教師が「いじめは絶対に許さない」という姿勢をもっていることを、さまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気づく鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・いじめの構造や対処等いじめ問題についての理解を深める。特に、教師自らが、自己の言動の中で児童のいじめを助長しているものがないかを振り返り、自己の人権感覚を磨く。
- ・教師一人で問題を抱え込まないで、学年主任やいじめ防止推進教師、生徒指導主任、管理職への報告や相談、協力を求める意識をもつ。

(3) 学校全体として

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめ問題に関する研修を行い、いじめ防止について全教職員が共通理解するとともに、いじめ問題についての対応力を高める。
- ・いじめ防止のための年間指導計画を作成し、組織的・計画的に指導を行う。
- ・校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校集会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任を始め、周りの大人に知らせることの大切を児童に伝える。
- ・児童(学級会、児童会等)が主体的にいじめ防止に取り組むよう支援する。
- ・いじめについて、いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・児童の些細な変化を把握するため、「いじめかも報告シート」【別紙 2】に記録・集約し、いじめの未然防止のための指導に役立てる。

(4) 保護者・地域に対して

- ・保護者と懇談会や面談等を行い、安心して相談できる信頼関係をつくる。
- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを、保護者に伝える。
- ・いじめ問題の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを参観日、学年・学校便り、学校評議員会、PTA 役員会、新城中学校区生徒指導連絡会議等で伝えて、理解と協力を求める。

5 いじめを早期発見・早期解決するために

(1) 早期発見のための取組

① 早期発見に向けた日常的な観察や児童理解

- ・児童の様子を、担任を始め、多くの職員で見守り、変化のサインを見逃さず、気づいたことを、「いじめかもシート」【別紙 2】等を活用し、情報共有する場(いじめ防止等対策委員会や終会等)を設ける。
- ・様子に変化が認められる児童には、教師が積極的に声をかけ、変化の要因を捉えるようにする。

② アンケート調査の実施

- ・いじめの有無を把握するための学校生活アンケート【別紙 3】を毎月 1 回実施する。
- ・長期休業中の生活・健康、学校生活への不安等を把握するための生活・健康アンケート【別紙 4】を各学期始業式に実施する。
- ・調査結果を集約し、全職員で情報を共有する。

③ 面談の実施(各学期始業式翌日から)

- ・生活・健康アンケートをもとに、学校生活への不安等について全児童に対して面談を実施する。
- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝える。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって耳を傾け、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢で対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信をもてたり存在感を感じられたりするよう励ます。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、直ちに管理職・いじめ防止推進教師・生徒指導主任に報告し、校内で情報を共有するようにする。

④ 児童や保護者、地域からの日常の情報収集

- ・学級担任は、折に触れて、児童にいじめの情報提供を呼びかける。
- ・参観日、学年・学校便り、PTA 役員会、新城中学校区生徒指導連絡会議等で、保護者や地域に情報提供を呼びかける。
- ・校内に「いじめ相談ポスト」を設置し、児童や保護者、地域等から常時情報収集する。

(2) いじめが疑われる事案が発生した場合の措置

いじめが疑われる事案に教員が気づいたり、児童や保護者から相談があったりしたことについては、特定の教員が一人に対応することなく、青森市教育委員会のいじめ対応マニュアル【別紙 5】に従い、複数の教職員で事実関係を早期に把握するとともに、組織として早期に対応する。なお、いじめの有無や対応策は、いじめ防止等対策委員会において判断・決定する。

① いじめられている児童及びその保護者への対応

- ・いじめを受けた児童に対して、心のケアに努めるとともに、その保護者に対して、いじめの内容と事後の対策について説明する。

② いじめている児童及びその保護者への対応

- ・いじめている児童に対して、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、早急にいじめをやめさせる。また、いじめることが相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせる指導を行う。さらに、その保護者に、いじめの内容と事後の対策について説明するとともに、協力を求める。

③ 関係する集団(学級、所属部活動等)への対応

- ・おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対して、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、自分たちでいじめを止めたり、解決したりすることの大切さを指導する。
- ・必要に応じて、学級指導や学年集会、全校集会等を利用して、他の児童にもいじめ防止の指導(いじめは絶対にしない。いじめを見たら、勇気を出して止める。教師に知らせる。等)をする。

④ 関係機関との連携

- ・必要に応じて、いじめの解決のため、関係機関に連絡・相談する。

⑤ 教育委員会への報告・連携

- ・いじめの事実があった場合は、青森市教育委員会のいじめ対応マニュアル【別紙 5】に従い、青森市教育委員会に随時報告する。

⑥ その他

- ・「いじめられている」との情報や寄せられた事案については、いじめと認知されなかった場合でも、「いじめられた」とされた児童や「いじめた」とされた児童について、その後の言動に引き続き注意を払い、必要な指導や支援をしていく。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ・いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害(自殺の計画、重大な傷害、多額の金品の被害、精神疾患等)が生じた疑いがあると認められるとき。
- ・いじめにより、その児童が相当の期間(年間 30 日の欠席が目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- ・いじめたことが確定していなくても、児童やその保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し出があった場合は、重大事態として扱うことにする。

(2) 重大事態が発生した場合の措置

- ・重大事態が発生したら、直ちに青森市教育委員会に報告するとともに、事案の調査の主体や調査組織について指示を仰ぐ。
- ・学校が調査主体となった場合は、原則として、下記のように対応する。
 - ア 組織による調査体制をつくる。
 - イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ウ いじめられたとされる児童及びその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、いじめがあった場合は、いじめを行った児童及びその保護者に対しても情報を適切に提供する。
 - エ 青森市教育委員会の指導・助言を受けながら、必要な措置をとる。
 - オ 調査結果を青森市教育委員会に報告する。

7 評価及び改善

各学期(7 月、12 月、3 月)に、本校のいじめ問題に対する取組についての評価を行い、改善に努める。

【別紙 6】

8 行動計画

平素からいじめ未然防止の大切さについての共通理解を図るため、全教職員・児童・保護者に対して「いじめ防止」のための取組を以下のように組織的に行う。

月	教職員	児童への指導・児童の取組等	保護者・地域との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等対策委員会(全体会) ・学校いじめ防止基本方針の確認 ○始業式や全校集会等で命に関わる内容を盛り込んだ講話 ○登下校指導 ○道徳や学活の時間にいじめ防止等に関わる内容についての見せ合い授業 ○いじめ防止等対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活・健康アンケート ○全児童への個人面談 ○学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○PTA 総会及び全体会 ・いじめ防止に関する基本方針の説明 ○参観日(学年・学級懇談)での情報交換
5	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評議員会 ○PTA 役員会
6	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等対策委員会 ○全校集会等でいじめ防止に関わる話(いじめ防止推進教師) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○参観日(学年・学級懇談)での情報交換
7	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等対策委員会 ○いじめ問題に関する研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○新城中学校区生徒指導連絡会での情報交換 ○保護者面談
8	<ul style="list-style-type: none"> ○始業式や全校集会等で命に関わる内容を盛り込んだ講話 ○登下校指導 ○道徳や学活の時間にいじめ防止に関わる内容についての見せ合い授業 ○いじめ防止等対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○サマースクール等におけるアンケート調査又は電話訪問 ○生活・健康アンケート ○全児童への個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者面談 ○家庭・地域からの情報収集
9	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート ○いじめ防止集会(計画委員会) 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○参観日(学年・学級懇談)での情報交換
12	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等対策委員会 ○いじめ問題に関する研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○新城中学校区生徒指導連絡会での情報交換
1	<ul style="list-style-type: none"> ○始業式や全校集会等で命に関わる内容を盛り込んだ講話 ○登下校指導 ○道徳や学活の時間にいじめ防止に関わる内容についての見せ合い授業 ○いじめ防止等対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○出校日におけるアンケート調査又は電話訪問 ○生活・健康アンケート ○全児童への個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭・地域からの情報収集
2	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート ○全校集会でいじめ防止に関わる発表(生活委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評議員会 ○PTA 役員会
3	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校生活アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○参観日(学年・学級懇談)での情報交換
通年	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導会議(毎月1回) ○日常における教師間の情報交換 ○スクールカウンセラーとの情報交換 ○中・昼休みの巡回指導 ○いじめかも報告シートの提出 	<ul style="list-style-type: none"> ○居場所づくりや絆づくりに向けての社会体験や交流体験等 ○学級でいじめ防止の取組についての話し合い ○あいさつ運動(生活委員会、学級) ○リトル JUMP によるいじめ防止活動 ○委員会活動等においての自己有用感を育てる活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭・地域からの情報提供 ○いじめ相談ポストの設置 ○近隣小・中学校、関係機関との情報交換・連携

